

千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、無人航空機を活用した企業等の業務の内製化等を支援することを目的として、当該企業等が無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）を取得する際に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無人航空機 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第22項に規定する無人航空機のうち、回転翼航空機（マルチローター）、回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機とする。ただし、回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機については、いずれも遠隔操作及び自動操縦の機能を備えたものに限る。
- (2) 無人航空機操縦者技能証明 法第132条の40に規定する技能証明をいう。
- (3) 限定変更 法第132条の52第1項に規定する変更をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、企業、大学、研究機関その他団体（以下「事業者」という。）であって、千葉市内に本社又は事業所を置くものとする。ただし、本補助金の申請日の属する会計年度（各年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）の前年度から起算して3年前までの間に、本補助金を活用していない者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 事業者が所在する都道府県の都道府県税を滞納している者
- (7) 事業者が所在する市区町村の市町村民税又は特別区民税を滞納している者

(補助の対象となる技能証明等)

第4条 補助の対象となる技能証明（以下「補助対象技能証明」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び要件確認申立書(様式第1号の2)に関係書類を添付したうえで市長に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第6条 市長が補助金の交付の決定をする場合において附する条件は、規則第5条第1項の規定によるほか、市長が指定した期日までに取得した技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知の写しを市長へ提出することとする。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定により事業者が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付申請取下届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付の申請等)

第9条 事業者は、規則第5条第1項第1号の規定に該当するときは、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)により市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定したときは、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 事業者は、規則第5条第1項第2号の規定に該当するときは、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)により市長の承認を得なければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認する場合は、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により通知する。

5 事業者は、規則第5条第1項第3号の規定に該当するときは、速やかに千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金遅延等報告書(様式第8号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

6 事業者は、第1項及び第3項に規定する申請書等には、関係書類を添付しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金状況報告書(様式第9号)により、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金実績報告書(様式第10号)により、関係書類を添付したうえで指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金額確定通知書(様式第11号)によるものとする。

(交付の請求)

第13条 事業者は、規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付請求書(様式第12号)に関係書類を添付したうえで市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)によるものとする。

(返還命令)

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金返還命令書(様式第14号)によるものとする。

(補助金の経理)

第16条 事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助事業に関する書類を、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第17条 市長は、必要と認めるときは、事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(経過報告)

第18条 事業者は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して3年間、技能証明書を活用した業務の取組状況を年1回1月から3月までの間に千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業経過報告書(様式第15号)により市長へ報告しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象技能証明	区分	1 一等無人航空機操縦士 2 二等無人航空機操縦士 ただし、1及び2の同時での申請は不可とする。
	種類	1 基本 2 昼間飛行の限定変更 3 目視内飛行の限定変更 4 最大離陸重量25kg未満の限定変更
補助対象経費		1 登録講習機関における入学金及び講習受講費用又は指定試験機関における実地試験費用 2 指定試験機関における学科試験費用 3 身体検査費用 4 技能証明書交付手数料
補助率		補助対象経費の3分の2。 ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
補助限度額		1件につき260千円